

国総安政第19号
令和2年6月19日

省内関係局長 殿
各地方整備局長 殿
各地方運輸局長 殿
神戸運輸監理部長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省
総合政策局長
(公印省略)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律及び移動等円滑化の促進に関する基本方針の全部を改正する告示の施行について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号。以下「改正法」という。）が令和2年5月20日に公布されたところですが、今般、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和2年政令第191号）により、改正法の規定の一部が令和2年6月19日（他の規定は令和3年4月1日）から施行されました。

また、改正法の施行を踏まえ、移動等円滑化の促進に関する基本方針の全部を改正する告示（令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号）が施行されました。改正法及び告示改正の概要及び施行日は、下記(1)及び(2)のとおりです。

なお、改正法のうち令和3年4月1日施行分に係る政省令及び告示の改正については、現在検討中であり、追ってご連絡いたします。

本省関係局長におかれましては関係事業者等へ、各地方整備局長におかれましては管内の関係事業者等へ、各地方運輸局長（内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）におかれましては管内の地方公共団体及び関係事業者等へ周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。



【周知事項】

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号）の概要
※添付資料：改正バリアフリー法新旧対照表（別添①）
- (2) 移動等円滑化の促進に関する基本方針の全部を改正する告示（令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号）の概要
※添付資料：改正バリアフリー基本方針本文（別添②）及び改正バリアフリー基本方針新旧対照表（別添③）

記

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号）の概要

※あわせて、別添①「改正バリアフリー法新旧対照表」をご参照ください。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号）

【改正の概要】

① 国民の理解の増進及び協力の確保を図るための制度の整備

一 目的規定の拡充

この法律の目的を達成するための措置に、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置を追加するものとする。（第一条関係）

二 移動等円滑化の促進に関する基本方針及び移動等円滑化促進方針の記載事項の拡充

1 主務大臣が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針の記載事項に、移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項並びに移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項を追加するものとする。（第三条第二項第五号及び第六号関係）

2 市町村が作成する移動等円滑化促進方針の記載事項に、移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項を追加するものとする。（第二十四条の二第二項第三号関係）

三 教育啓発特定事業の創設

1 この法律において「教育啓発特定事業」とは、市町村又は施設設置管理者（以下「市町村等」という。）が実施する次に掲げる事業をいうものとする。（第二条第二十九号関係）

(1) 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

(2) 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（(1)に掲げる事業を除く。）

2 基本構想に教育啓発特定事業が位置付けられた場合には、関係する市町村等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して教育啓発特定事業を実施するための計画（以下「教育啓発特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施するものとする。（第三十六条の二関係）

3 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者等の意見を聴かなければならないものとし、教

育啓発特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者等に送付しなければならないものとする。

四 移動等円滑化の促進に関する基本方針、移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想に係る規定における主務大臣に文部科学大臣を追加するものとする。(第五十四条第一項及び第二項関係)

② 国の援助及び情報提供の確保に関する規定の整備

一 国は、地方公共団体が移動等円滑化の促進に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言、指導その他の必要な援助を行うよう努めなければならないものとする。(第五十二条関係)

二 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保を行うに当たっては、生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、これらの者による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他のこれらの施設における移動等円滑化に関する措置に係る情報が適切に提供されるよう、必要な措置を講ずるものとする。(第五十二条の三第二項関係)

③ 高齢者障害者等用施設等の利用に関する規定の整備

一 この法律において「高齢者障害者等用施設等」とは、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保するために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいうものとする。(第二条第四号関係)

二 国及び国民の責務に、高齢者、障害者等の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮に係る規定を追加するものとする。(第四条第二項及び第七条関係)

三 施設設置管理者は、その管理等する新設旅客施設等、新設特定道路等、新設特定路外駐車場、新設特定公園施設又は新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならないものとする。(第八条第七項、第十条第八項、第十一條第六項、第十三条第七項及び第十四条第七項関係)

④ 旅客特定車両停留施設に係る道路管理者の基準適合義務等の創設

一 この法律において「旅客特定車両停留施設」とは、道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいうものとする。(第二条第十二号関係)

二 道路管理者は、旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該旅客特定車両停留施設を道路移動等円滑化基準に適合させなければならないものとす

るとともに、その管理する新設旅客特定車両停留施設を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならないものとする。(第十条第一項及び第三項関係)

- 三 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設（新設旅客特定車両停留施設を除く。）について、道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。(第十条第四項関係)
- 四 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設において、高齢者、障害者等に対する誘導その他の支援、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供及び移動等円滑化を図るために必要な職員の教育訓練を行うよう努めなければならないものとする。(第十条第五項から第七項まで関係)

⑤ 一定規模以上の建築をしようとするときに建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる「特別特定建築物」の範囲を拡大するものとする。(第二条第十九号関係)

⑥ 公共交通事業者等及び道路管理者が講すべき措置の拡充

- 一 新設旅客施設等又は新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準

- 1 公共交通事業者等又は道路管理者は、新設旅客施設等又は新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要な基準を遵守しなければならないものとする。(第八条第二項及び第十条第三項関係)
- 2 公共交通事業者等又は道路管理者は、旅客施設等（新設旅客施設等を除く。）又は旅客特定車両停留施設（新設旅客特定車両停留施設を除く。）を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要な基準を遵守するよう努めなければならないものとする。(第八条第三項及び第十条第四項関係)
- 3 主務大臣は、新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法について1の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。(第九条第三項関係)

二 高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎの円滑化

- 1 公共交通事業者等又は道路管理者（旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者に限る。2において同じ。）は、高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、他の公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、移動等円滑化のための措置を講ずるよう努めなければならないものとする。(第八条第八項及び第十条第九項関係)
- 2 公共交通事業者等又は道路管理者が他の公共交通事業者等又は道路管理者に対し1の措置に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等又は道路管理者は、当該措置により旅客施設又は旅客特定車両停留施設の有する機能に著

しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならないものとする。(第八条第九項及び第十条第十項関係)

三 主務大臣は、③の三並びに⑥の一の1及び2に関する措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。(第九条の二第二号及び第六号関係)

【施行日】

- ・令和2年6月19日…①、②
- ・令和3年4月1日…③、④、⑤、⑥

(2) 移動等円滑化の促進に関する基本方針の全部を改正する告示(令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号)の概要

※あわせて、「改正バリアフリー基本方針本文」(別添②)及び「改正バリアフリー基本方針新旧対照表」(別添③)をご参照ください。

○移動等円滑化の促進に関する基本方針の全部を改正する告示(令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号)

【改正の概要】((※)は改正法関係)

一 移動等円滑化の意義及び目標

○「高齢者、障害者等」の範囲

「高齢者、障害者等」に、高齢者及び障害者(身体障害者のみならず知的・精神・発達障害者を含む。)に加え、妊産婦等が含まれることを明確化

二 施設設置管理者が講すべき措置 (改正なし)

三 移動等円滑化促進方針の指針

○ 移動等円滑化の促進の意義

- ・ 作成等に関し住民提案を受けた市町村は、積極的な検討を行うべき旨を記載
- ・ 市町村がバリアフリーマップ等を作成するにあたっては、高齢者、障害者等が利用可能な施設に加え、経路の情報も盛り込むこと及び一元的な情報提供が重要である旨を記載

○ 移動等円滑化に関する住民等の理解の増進及び協力の確保(※法第3条第2項第3号ニ関係)

- ・ 移動等円滑化促進方針において、「住民等の理解の増進及び協力の確保」に関する事項として以下を記載する旨を記載
 - ① 「心のバリアフリー」の必要性、重要性等、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に住民等の理解の増進及び協力の確保が果たす役割
 - ② 市町村、施設設置管理者、住民・利用者等、関係者の理解の増進及び協力の確保に係る取組の具体的な内容
- ・ 上記の事項について、移動等円滑化促進地区の移動等円滑化に資する取組であれば、移動等円滑化促進地区外で行うものや、移動等円滑化促進地区の住民以外の者を対象とすることが可能である旨を記載

四 基本構想の指針

◎ 重点整備地区における移動等円滑化の意義

- ・ 作成等に関し住民提案を受けた市町村は、積極的な検討を行うべき旨を記載【再掲】
- ・ 市町村がバリアフリーマップ等を作成するにあたっては、高齢者、障害者等が利用可能な施設に加え、経路の情報も盛り込むべきこと及び一元的な情報提供が重要である旨を追加。【再掲】
- ・ 市町村がバリアフリーマップ等を作成するにあたっては、高齢者、障害者等が利用可能な施設に加え、経路の情報も盛り込むべきこと及び一元的な情報提供が重要である旨を追加。【再掲】

◎ 教育啓発特定事業（※法第2条第29号及び法第36条の2関係）

- ・ 重点整備地区の移動等円滑化に資する取組であれば、重点整備地区外で行うものや、重点整備地区の住民以外の者を対象とすることが可能である旨を記載
- ・ 障害者総合支援法に基づき市町村が実施する地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業）と連携して行うことが可能である旨を記載
- ・ 学校と連携して行う教育啓発特定事業（法第2条第29号イ）については、基本構想作成時に学校と事前に協議するとともに、特定事業計画作成時に学校の意見を十分に聞くことが重要である旨を記載

五 移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保（※法第3条第2項第5号関係）

◎ 心のバリアフリーの定義及び取組に当たっての留意事項

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の取組について、ユニバーサルデザイン2020行動計画で示されたポイント（①「障害の社会モデル」を理解すること、②不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を行わないよう徹底すること、③多様な他者とのコミュニケーション力を養い、困難や痛みを想像・共感する力を培うこと）を踏まえて推進することが重要である旨を記載

◎ 関係者の基本的な役割

国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民、それぞれの関係者の基本的な役割を記載

六 移動等円滑化に関する情報提供（※法第3条第2項第5号及び法第52条の3関係）

◎ 移動等円滑化に関する情報提供の重要性

移動経路又は移動手段や利用可能施設の選択に当たり、バリアフリーに関する情報の取得が不可欠であるとともに、災害時における安全確保の観点からも情報提供に関する環境整備が必要である旨を記載

◎ 観光施設に係る移動等円滑化に関する情報提供

高齢者、障害者等が日常生活でなじみのない施設を利用しようとする際に、事前にハード・ソフト両面のバリアフリー情報を的確に把握できる環境整備が必要。このため、宿泊施設、飲食店等の観光施設について、用具の備付け、バリアフリー情報の提供等の必要な措置を講じている施設を認定する仕組みを整備し、認定を受けた旨を外形上わかりやすく表示することを可能とともに、さらに民間のネットワーク等を活用しながら、バリアフリー情報が高齢者、障害者等のもとによりわかりやすい形で提供されるよう十分配慮する旨を記載

七 移動等円滑化促進施策に関する基本的な事項

◎ 国の責務及び講すべき措置（※法第52条関係）

国は、バリアフリー教室の開催等の経験を活用し、移動等円滑化促進方針や基本構想の作成手法や、地方公共団体が国に準じて移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるためのノウハウ等について、地方公共団体に対して、助言、指導その他の必要な援助を行う旨を記載